

地方公共団体のための

**地方創生SDGs登録・認証等制度ガイドライン**

**2020年度**

**【第一版】**

**2020年10月**

**地方創生SDGs金融調査・研究会**

(事務局：内閣府地方創生推進事務局)

## はじめに

2019年3月25日付で、「地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会」より、「地方創生に向けたSDGs金融の推進のための基本的な考え方」<sup>1</sup>が示された。この報告書の中では、地域の多様なステークホルダーが連携して、地域課題の解決に向けて、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資する「自律的好循環」を形成することが求められている。

2019年度に設置された「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、「地方創生SDGs金融の官民連携のパートナーシップによる自律的好循環形成に向けて」<sup>2</sup>の報告書が作成され、登録・認証等制度の展開や、様々なステークホルダーによる事業の取組に対する評価手法の構築等の枠組みについて具体化が本格的に進められているところである。

## 本ガイドラインの策定に当たって

「地方創生SDGs登録・認証等制度」について有識者及び実務経験者等により、以下の3点を基本的な考え方として、本ガイドラインの内容が議論された。

- ①既に複数の地方公共団体で実施されているSDGsに関する登録等制度との整合性に配慮すること
- ②登録・認証等制度の実施を検討しようとしている、又は未だ実施検討を行っていない地方公共団体の状況を踏まえたものとする
- ③地域事業者等による地方創生SDGsに関する取組を加速させるような仕組みであること

本ガイドラインは、これらの議論を踏まえ、「地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）」が策定したものである。

地方創生の実現に向けては、SDGsへの取組を通じた官民連携のパートナーシップの構築が重要であり、今後、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等における取組の「見える化」の必要性が高まることが想定される。そのため、地方公共団体における「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築を支援するために、本ガイドラインを提示するものである。

なお、本ガイドラインについては、今後も地方公共団体、民間団体、住民、有識者をはじめ関係各分野からの意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定としている。

---

<sup>1</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs\\_kinyu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu.html)

<sup>2</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs\\_kinyu2.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html)

## 地方創生SDGs金融調査・研究会（敬称略・五十音順）

◎座長      ○座長代理

（委員一覧）

村上 周三（◎）	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長 一般社団法人環境不動産普及促進機構理事長
竹ヶ原啓介（○）	株式会社日本政策投資銀行執行役員産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長
上田ゆかり	北九州市企画調整局SDGs推進室次長
金井 司	三井住友信託銀行株式会社経営企画部フェロー役員 チーフ・サステナビリティ・オフィサー
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
篠崎 研一	第一勧業信用組合連携企画部部長
渋谷 博之	多摩信用金庫経営戦略室長
鈴木 圭一	株式会社横浜銀行地域戦略統括部長
林 宏行	長野県産業労働部長
三宅 和彦	株式会社愛媛銀行執行役員企画広報部長

（オブザーバー）

金融庁  
外務省  
経済産業省  
中小企業庁  
関東経済産業局  
環境省

# 目 次

<b>第1章 本ガイドラインにおける基本事項</b> . . . . .	<b>P 5</b>
1. 本ガイドラインの目的	
2. 本ガイドラインの基本的な考え方	
3. 本ガイドラインの構成	
4. 本ガイドラインにおける用語の説明	
<b>第2章 地方創生SDGsの推進</b> . . . . .	<b>P 7</b>
1. SDGsの採択と国内における取組	
2. 地方創生SDGsの推進	
3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて	
<b>第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組</b> . . . . .	<b>P 9</b>
1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状	
2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義	
3. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の制度の全体像	
<b>第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって</b> . . . . .	<b>P 12</b>
1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方	
2. 制度構築に当たっての手順	
<b>第5章 「宣言」「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項</b> . . . . .	<b>P 18</b>
1. 地方創生SDGs宣言制度	
2. 地方創生SDGs登録制度	
3. 地方創生SDGs認証制度	

# 第1章 本ガイドラインにおける基本事項

## 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、地方創生SDGs金融を通じた「自律的好循環」を形成するため、SDGsに積極的に取り組む地域事業者等の登録・認証等に係る制度の構築に関心のある地方公共団体（既に制度を構築している団体を含む）を主たる対象として作成している。地方公共団体が登録・認証団体として、地域事業者等によるSDGsへの取組の「見える化」を行うための「地方創生SDGs登録・認証等制度」を構築するに当たって、整備すべき事項についての考え方を示すことで、その取組を促進することを目的としている。具体的には、「地方創生SDGs登録・認証等制度」を構築することの意義や、当制度の目的及び概要、取組によるメリット等を明示することで、これまで地方創生SDGsへの取組が進んでいない、又は取組の実施について検討している地方公共団体による取組の一層の加速化を図るものである。

## 2. 本ガイドラインの基本的な考え方

本ガイドラインは、地方公共団体自らが地域の実情等に応じて制度を構築するための支援ツールであり、本ガイドラインの使用を強制するものではない。また、既に登録・認証等制度を独自で構築している地方公共団体においても、取組を更に促進、拡大するための参考となる考え方を示すものである。

本ガイドラインは、制度のモデルとして「宣言」「登録」「認証」の3つを提示している。地方公共団体においては、これらの制度のモデルを参考に、地域特性等を踏まえたうえで制度構築を行うことが期待される。

## 3. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は次のとおりである。まず、第2章では地方創生SDGsの概要と現状について、続く第3章では「地方創生SDGs登録・認証等制度」の概要について、第4章では「地方創生SDGs登録・認証等制度」に期待される事項と具体的対応方法について、最後に第5章では「宣言」「登録」「認証」の制度を構築する当たって、それぞれ考慮すべき事項について説明する構成となっている。

## 4. 本ガイドラインにおける用語の説明

### ①地方創生SDGs登録・認証等制度

本ガイドラインで検討を進めている制度を指し、以下の3つの制度のモデルの総称をいう

- ・地方創生SDGs宣言制度
- ・地方創生SDGs登録制度
- ・地方創生SDGs認証制度

### ②登録・認証団体

登録・認証等制度を運用する団体をいう（地方公共団体を想定）

### ③宣言制度運用団体

宣言制度を運用する団体をいう（地方公共団体を想定）

### ④登録制度運用団体

登録制度を運用する団体をいう（地方公共団体を想定）

### ⑤認証団体

認証制度を運用する団体をいう（地方公共団体を想定）

### ⑥宣言団体

宣言制度に申請し、宣言を行った団体をいう（地域事業者等を想定）

### ⑦登録団体

登録制度に申請し、登録された団体をいう（地域事業者等を想定）

### ⑧被認証団体

認証制度に申請し、認証を受けた団体をいう（地域事業者等を想定）

## 第2章 地方創生SDGsの推進

### 1. SDGsの採択と国内における取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年に国連本部において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核文書であり、17のゴール（目標）と169のターゲット等から構成されている。先進国・途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面の観点から持続可能な開発を統合的取組として推進し、SDGsの達成に向けた取組を進めることが求められている。

国内においては、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進することを目的に政府内に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部<sup>3</sup>（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針<sup>4</sup>」及び「SDGsアクションプラン（以下、アクションプラン）<sup>5</sup>」が決定された。

アクションプランにおいては「SDGsと連動するSociety5.0の推進」、「SDGsを原動力とした地方創生」、「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を三本柱とする日本の「SDGsモデル」が掲げられ、SDGsの達成に向けた取組が、日本の各地域が抱える諸課題の解決に貢献し、持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものとされている。

### 2. 地方創生SDGsの推進

地方創生に向けての中期的な政策目標及び具体的な施策等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）<sup>6</sup>では、今後更に地方創生を深化させていくために、中長期を見通した持続可能なまちづくりに取り組むことが重要であることから、2030年を期限とするSDGsの達成のための取組を推進し、SDGsの主流化を図り、経済、社会、環境の統合的向上等の要素を最大限反映する旨が示された。

内閣府では、2018年度より地方公共団体によるSDGsの優れた取組を提案する都市を「SDGs未来都市」として選定しており、2020年度までに選定した93都市の支援を行うことにより、成功事例の創出及び普及展開を図っている。また、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム<sup>7</sup>」を通じてSDGsに積極的に取り組む広範なステークホルダーにおけるパートナーシップの強化に向けた取組を推進するなど、地域の様々なステークホルダーの連携によるSDGsを原動力とした地域課題等の解決に向けた取組、すなわち地方創生SDGsの推進に向けた様々な取組を行っている。

地方創生に向けての中期的な政策目標及び具体的な施策等をまとめた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2019年12月20日閣議決定）<sup>8</sup>では、SDGsを原動力とした地方創生の推進の重要

<sup>3</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

<sup>4</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

<sup>5</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/effort/index.html>

<sup>6</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an1>

<sup>7</sup> <https://future-city.go.jp/platform/>

<sup>8</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/index.html#an1>

性を提示したうえで、「地域における資金の還流と再投資を生み出すため、地方公共団体による地域事業者等を対象にした登録・認証制度」の展開を行う旨が示されている。

### 3. 地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成に向けて

地方創生SDGsの推進においては、地域課題等の解決に向けた取組によって得られた収益を地域に再投資する「地方創生SDGs金融を通じた自律的好循環の形成」が重要である。地方公共団体は自らを中心となり、地方創生SDGsに積極的に取り組む地域事業者等の「見える化」を行い、地域金融機関や様々なステークホルダーと連携して地域事業者等の取組を支援することで、更なる取組の推進及び地域の自律的好循環の形成の加速化につなげることができる。また、登録・認証等制度の構築を機に、これから地方創生SDGsに取り組む地域事業者等の裾野の拡大が図られ、地域課題等の解決に向けた取組の促進が期待される。





### 第3章 地方公共団体によるSDGs登録・認証等制度の取組

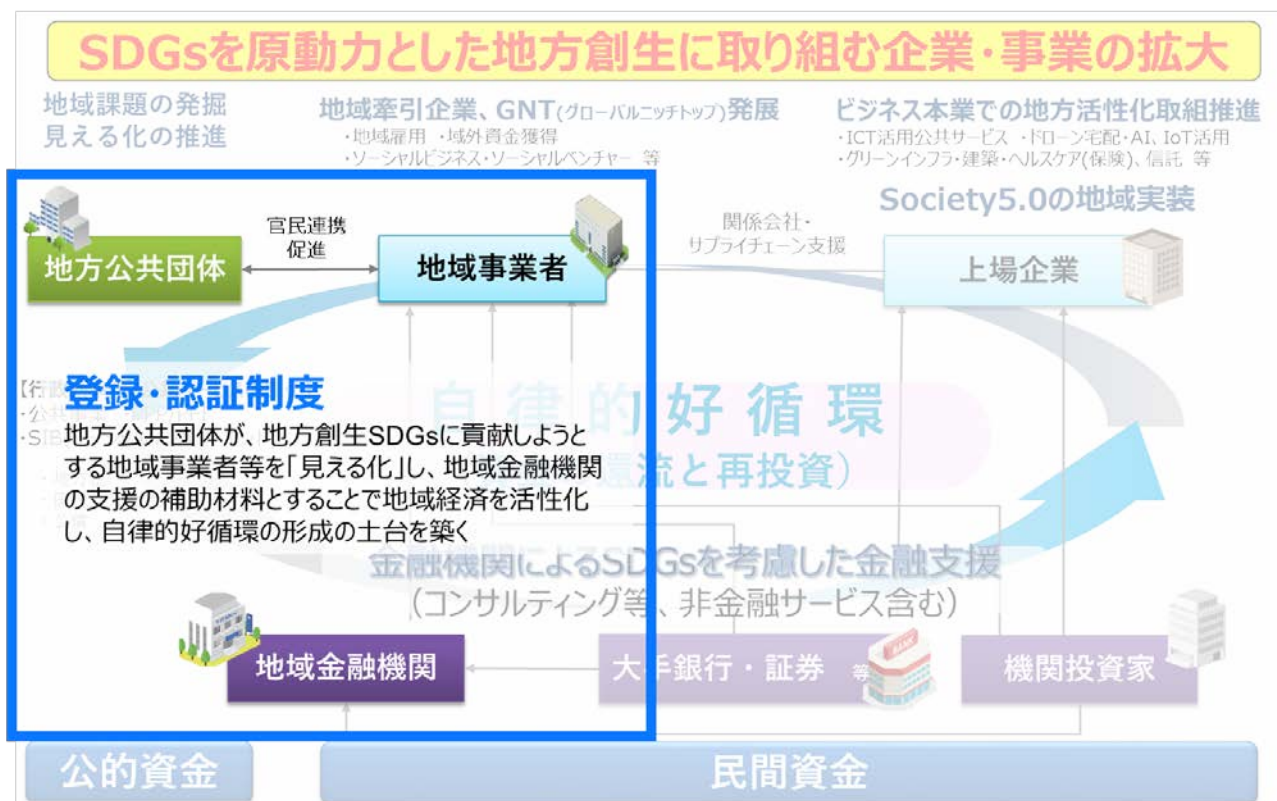
#### 1. 地方公共団体におけるSDGs登録・認証等制度を巡る現状

地方創生SDGsに取り組む地域事業者等に対して登録・認証等を行う制度については、既に複数の地方公共団体で構築されており、地域事業者等の「見える化」を通じて、地方公共団体と地域の経済団体及び金融機関、大学等様々なステークホルダーとの連携の促進や、企業の経営計画等におけるSDGsの活用が進められている。

本ガイドラインは、これらの先導的な取組等を参考に、更に登録・認証等制度を発展させ、広く普及を図るために、制度の構築に係る支援ツールとしての役割を担うものである。

#### 2. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の意義

「地方創生SDGs登録・認証等制度」は様々なステークホルダーが関わることで、地域への資金の還流と再投資による自律的好循環の形成につながることを期待されている。



以下に、各ステークホルダーが本制度に取り組むことによって期待される効果の例を示す。

### **地域事業者**

- 事業を通じたSDGsに関する取組が登録・認証団体によって評価及び「見える化」されることで、SDGsを通じた地方創生への貢献度等が対外的に明示される。
- 域内外における企業の認知度向上に繋がり、金融機関からの融資機会の拡大や地方公共団体及び民間団体等との連携機会（ビジネスマッチング等）の拡大、人材の確保に向けた機会の拡大等が期待される。
- PR効果の向上による事業機会の拡大、入札時の加点（官公庁入札案件等）、他団体とのネットワークの機会の提供、地方公共団体及び業界団体等からの事業拡大に必要なスキル構築の支援の提供等が考えられる。

### **地域金融機関**

- 経済・社会・環境等、地方創生SDGsの達成に資する持続性の高い事業を展開する企業の取組が、登録・認証団体によって評価及び「見える化」されることで、企業支援の活性化や潜在的な投融資先の発掘につながる事が考えられる。
- 財務・非財務情報に加え、補完的な情報を得ることで、より包括的な企業の情報収集が可能となり、より優良な投融資先への働きかけの契機となる事が期待される。

### **地方公共団体**

- 地域事業者等の取組を評価及び「見える化」することで、地方創生SDGsの推進における重要な役割を果たすことが期待される。
- 地域におけるSDGsの取組の活性化や、投融資機会の拡大による資金の還流を図ることで、多様なステークホルダーの連携による自律的好循環の形成が期待される。
- 地域経済の活性化による税収の増加や、地域事業者等の取組を評価及び「見える化」することによる新たな雇用機会の創出等が考えられる。

### 3. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の制度の全体像

制度構築においては、地域特性や制度目的等に応じて、以下に示す「宣言」「登録」「認証」の3つの制度モデルを参考とすることが望まれる（第4章参照）。また、各制度における登録・認証等を受けた場合のメリットの検討に当たっては、地域金融機関等の多様なステークホルダーとの連携が必要である。

#### 制度構築に当たっての3つの制度モデル

制度主旨（共通）：地方創生SDGsに貢献する地域事業者等の「見える化」を通じた自律的好循環の形成

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる、または今後取組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体（地域事業者等）の要件	地方創生SDGsに取り組む意思及び方針がSDGsの17のゴールと関連付けて明確化されていること SDGsの169のターゲットに関連した目標及び取組計画が示されていること 目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること		

#### 登録・認証等を受けた地域事業者等のメリットの例

= メリットとして期待される項目   
  = 必要に応じて検討すべき項目

メリットの例	宣言	登録	認証
金融機関からの支援	経営アドバイス強化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	投融資の拡大	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	優遇策の提供（低金利融資等）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
地方公共団体からの支援	事業及び取組の認知度向上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	SDGsに関する知見の深化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	地方公共団体主催のイベント等での優遇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	ビジネスマッチング強化	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	公共調達における優遇	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	補助金交付における優遇	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
地域事業者等の事業運営	顧客・取引先・社会に対する事業及び取組の社会的価値（ブランド等）の発信強化	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	SDGsに対する社員の認知度向上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	事業の方向性・社会的価値の共通認識明確化	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	目標設定・組織体制の明確化を通じた、事業・取組の運営精度向上	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

## 第4章 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築に当たって

### 1. 「地方創生SDGs登録・認証等制度」の基本的な考え方

「地方創生SDGs金融調査・研究会」では、SDGsに取り組んでいる、又は取り組もうとする地域事業者等に対し、登録・認証等制度により、以下の目的が達成されることが議論された。

- 全国での地方創生SDGsの認知度の向上や、これまでSDGsに馴染みの薄かった地域事業者等への普及が促進されること
- 地方創生SDGsに取り組んでいる地域事業者等の活動の「見える化」が行われること

また、本研究会においては、地方公共団体及び地域事業者、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携することで、地域経済の活性化に向けた取組が推進されることの重要性が指摘されている。登録・認証団体となる地方公共団体は、制度構築及び運用において地域のステークホルダーとの積極的な対話（相談・支援等）が必要である。

本制度は以下の基本的な考え方に基づいて構築されることが想定されている。

#### ① 地域事業者等のSDGsへの取組の「見える化」による地方創生SDGsの推進

- SDGsに関する取組を推進する地域事業者等の登録・認証等制度を構築することで、地域事業者等における地方創生SDGs達成に寄与する財務・非財務情報の「見える化」を図る。
- 地域におけるSDGsに関する認知度の向上や地域事業者等への投融資の拡大等を通じ、地方創生SDGsを通じた自律的好循環の基盤を構築する。

#### ② 全ての地域を対象とした裾野の広い制度の枠組み

- 地域によってSDGsの取組状況や取組の方向性が異なる点を考慮し、地域事業者等がSDGsに取り組む旨の「宣言」を行う制度から、SDGsに関する具体的な取組内容等について「登録」する制度、更にSDGsに関する取組が一定程度進んでいる地域事業者等が定性的・定量的な目標及び取組計画を策定し、第三者が評価を行う「認証」制度等、段階的な制度の構築を可能とする。

#### ③ 独自性に富む制度設計を可能とする柔軟性及び既存制度との整合性への配慮

- 本ガイドラインでは、登録・認証等制度の基本的な枠組みや、制度構築に向けて検討が必要な事項、制度構築に向けた準備プロセス等について、基本的事項や考え方を示している。実際の制度設計においては、地方公共団体がSDGsに関する取組の実施状況や地域特性を踏まえた独自の制度の構築が期待される。
- 地方公共団体が制度構築を検討するうえでは、運営上の人的・経済的コストや、登録・認証等を受ける地域事業者等における事務的負担を最小化することが必要である。
- 既に登録・認証等制度を構築している地方公共団体の既存の制度との整合性に配慮することが必要である。

次項以降では、登録・認証等制度の構築に関心のある地方公共団体が、地域におけるSDGsの取組状況等に応じて、独自の「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築を検討する際の参考として、制度の基本的な構成要素の提示及び制度の構築に向けて必要となる準備ステップの例示を行っている。

なお、先述のとおり、本ガイドラインは「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築のための支援ツールとして策定されたものである。今後、本ガイドラインを参考とし、地域特性を踏まえた独自の「地方創生SDGs登録・認証等制度」の構築が期待される。

## 2. 制度構築に当たっての手順

制度構築に当たっての手順は、以下を想定している。

### ステップ1 制度構築の方向性の決定

地域の特性や制度の目的等に応じて、「宣言」「登録」「認証」の3つの制度モデルを参考に、制度構築の方向性を決定

### ステップ2 制度の運用体制の決定

地方公共団体単体又は他団体との連携・協力等、制度の運用体制を決定

### ステップ3 制度設計

制度運用に係る具体的なプロセスを決定し、運用開始に向けた準備を実施

## ステップ1：制度構築の方向性の決定

制度構築においては、地域の特性や制度の目的等に応じて以下に示す「宣言」「登録」「認証」の3つの制度モデルを参考とすることが望まれる。

### 制度構築に当たっての3つの制度モデル

制度主旨（共通）：地方創生SDGsに貢献する地域事業者等の「見える化」を通じた自律的好循環の形成

	宣言	登録	認証
概要	地域事業者等が地方創生SDGsに取り組む意思を宣言する	地域事業者等が地方創生SDGsの取組を表明・自己評価し、登録する	第三者が、地域事業者等の地方創生SDGsの取組を評価し、認証する
目的	地方創生SDGsへ取り組んでいる、または今後取組もうとしている地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等の奨励	地方創生SDGsへ取り組んでいる地域事業者等に対する金融機関等の支援機会の拡大
被認証主体 (地域事業者等) の要件	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;">地方創生SDGsに取り組む意思及び方針がSDGsの17のゴールと関連付けて明確化されていること</div>		
	<div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px;">SDGsの169のターゲットに関連した目標及び取組計画が示されていること</div>		目標に向かって取組を推進する能力・体制が整っており、それを第三者が確認できていること

各制度においては、以下のような特徴及び対象を想定している。

#### 地方創生SDGs宣言制度

特徴：制度構築において柔軟性が高く、地域事業者等にとって比較的容易に参画可能な制度を想定  
対象：SDGsに関する取組を行っている、又はこれから行うことに意欲のある地域事業者等

#### 地方創生SDGs登録制度

特徴：登録を目指す地域事業者等の取組について、一定程度の確認が必要な制度を想定  
対象：既にSDGsへの取組が進んでいる、又はSDGsに関する取組を更に積極的に行うことに意欲のある地域事業者等

#### 地方創生SDGs認証制度

特徴：地域事業者等の認証取得や更新に係る審査等に一定の厳格さが求められ、客観的評価を与えることが可能な制度を想定  
対象：既にSDGsへの取組が進んでおり一定の成果が出ている、又は成果を積極的に推進する意欲のある地域事業者等

なお、地方公共団体において、制度を構築するに当たっては以下のパターンが考えられ、地域におけるSDGsの取組状況及び地域事業者等のニーズ等に応じた制度設計が求められる。

- ① 「宣言」「登録」「認証」の中から一つを選択して制度を構築
- ② 「宣言」「登録」「認証」の中から複数を選択して段階的な制度を構築

上記②のとおり段階的な制度を構築する場合は、これからSDGsに関する取組を開始する地域事業者等は「宣言」制度を活用し、既にSDGsに関する取組を進めている地域事業者等は「認証」取得を目指す等、地域事業者等の取組レベル等に応じた制度の活用が想定される。

## ステップ2：制度の運用体制の決定

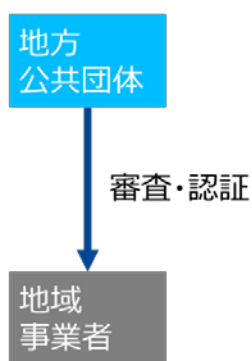
次に、制度の運用体制を決定する。

登録・認証等制度の運用主体は地方公共団体を想定しており、運用体制については、以下のようなパターンが考えられる。

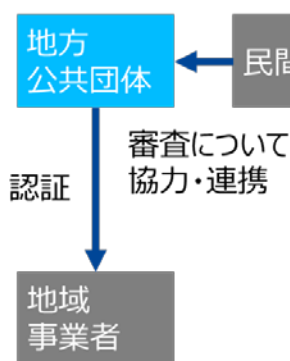
- ① 地方公共団体単体で制度を運用
- ② 地方公共団体と民間団体等が協力・連携して制度を運用
- ③ 複数の地方公共団体が協力・連携して制度を運用



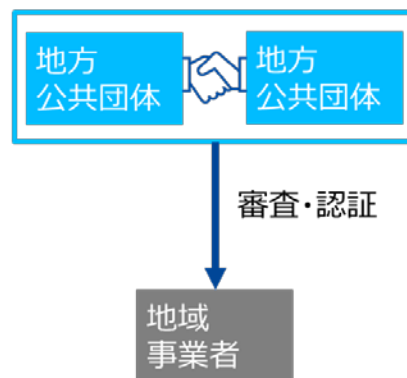
### ① 地方公共団体単体



### ② 民間団体等との連携



### ③ 複数地方公共団体の連携



申請団体（登録・認証等を受けることを希望する団体）は、地域事業者等をはじめとして、地域金融機関や上場企業（地方支店・拠点等含む）等、多様な団体を想定している。

また、地方公共団体は、制度の構築を行うに当たっては、地域金融機関等のステークホルダーとあらかじめ協議等を行うことにより、登録・認証を受ける地域事業者等における具体的なメリットの設計を検討することが望まれる。

登録・認証等制度の運用等に係る一部の業務については、民間団体等と連携することも想定され、その場合は以下の表に示す要件等を連携先の民間団体等が満たしていることが必要である。

### 制度運用に当たって民間団体等と連携する場合の、団体における要件の例

	地方公共団体から委託等を受ける民間団体が満たすべき要件	地方公共団体から委託等を受ける民間団体に求める手続事項 (例)		
組織としての 適格性	<b>誠実性</b>	常に誠実に行動し、虚偽又は誤解を招く内容が含まれる情報の作成や開示に関与しない	各事項に該当していることを確認し、申告	
	<b>公正性</b>	先入観を持たず、利害関係者又は他者からの不当な影響に屈せず、公正な立場を堅持する		
	<b>専門性</b>	当該地域への理解や、認証制度などへの専門的な経験・知見を備えている		当該地域又は認証に関連する過去の活動実績を提示
	<b>組織能力</b>	評価を実施する際に十分な資源や適格な能力を有している		認証プロセスを運営するための組織体制、債務・財務状況等を提示
認証プロセス運営時に 守るべき事項	<b>秘密保持</b>	業務上で知りえた情報を他者に漏洩し、自己若しくは第三者の利益のために利用しない	各事項に該当していることを確認し、申告	
	<b>情報公開</b>	認証の目的、評価内容や評価基準を明確にし、結果等の情報を入手できる場を示している		
	<b>申請者とのコミュニケーション</b>	評価結果等に関する申請者からの異議申し立て・苦情に対応するためのプロセスを保持している	異議申し立て・苦情に対応するための文書化されたプロセスを提示	
	<b>記録の保管</b>	認証にかかる記録の保管期限・方法等の方針やプロセスを保持している	記録の保管に関する文書化されたプロセスを提示	
	<b>啓蒙活動</b>	セミナー・シンポジウム等、地方創生SDGsの取組の裾野を広げる活動を積極的に行う	地方創生SDGsの取組の裾野を広げる活動計画を提示	



### ステップ3：制度設計

ステップ1で制度構築の方向性を決定し、ステップ2で制度の運用体制を決定したのちに、制度設計を行う。制度設計に当たっては、地域金融機関等の多様なステークホルダーとの協議等が推奨される。また、制度の運用に係る要綱及び様式等を策定し公表することが求められる。

制度設計に係る詳細については、第5章を参照し、制度構築の方向性等に応じて検討を進めることとする。また、取組計画・目標の確認及び評価に関しては、「地方創生SDGs取組達成度評価項目<sup>9</sup>」を参考とするなど、地域の実情に応じた評価基準等を独自に設定することが期待される。

---

<sup>9</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs\\_kinyu2.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/kaigi/sdgs_kinyu2.html)

## 第5章 「宣言」「登録」「認証」の制度設計に当たって考慮すべき事項

1. 地方創生SDGs宣言制度・・・・・・・・・・ P19

2. 地方創生SDGs登録制度・・・・・・・・・・ P22

3. 地方創生SDGs認証制度・・・・・・・・・・ P26

# 1. 地方創生SDGs宣言制度

## 1. 宣言プロセス

宣言制度運用団体は、以下に掲げる事項に基づき、宣言プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

### (1) 宣言に当たっての確認項目

宣言に当たっての確認項目及び手続を定め、あらかじめ公表すること

### (2) 宣言の表示

宣言を行った事実を宣言団体が外部に向けて表示する際の規定及び表示の活用方法を定めること

(例) ホームページ上での紹介、宣言書の付与、ロゴマークの用途

## 2. 宣言要件

宣言制度運用団体は、以下に掲げる事項を含め制度を検討・決定し、公表することが求められる。

### (1) 宣言団体の資格

宣言団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

(例) 宣言団体の所在地・活動地域が宣言制度運用団体の行政区域内である

### (2) 宣言団体の取組への意思及び方針表明

宣言団体の取組への意思及び方針を確認するために必要な事項を定めること

(例) 宣言制度の申請書等への宣言団体の代表者による署名等

宣言団体が設定する取組について、地方創生SDGsに資するものであること

・SDGsの17のゴールから宣言団体の取組と関係するものを選択すること（複数可）

(参考事例) 真庭SDGsパートナー制度

2018年度SDGs未来都市に選定されている岡山県真庭市では、真庭市役所及び真庭市関係者等が連携し、真庭市におけるSDGsの取組のより一層の推進を図るため、パートナー制度を構築するため、「真庭SDGsパートナー」制度を構築している。

年 月 日

企業・団体名  
代表者名 印

真庭市長 様

記

下記内容に☑を入れてください

- 本制度の規定に従うこと。
- 別添の真庭SDGsパートナー宣言書について、記載内容に相違なく、真庭市ホームページ上で公開されることに同意すること。
- 法令等に違反していないこと。
- 市に納付すべき税を滞納していないこと。
- 暴力団又は暴力団の構成員でないこと。
- 相互リンクを希望する(希望する場合 URL: )
- 登録書の発行を希望する。(当登録書は登録したことを示す書類であり、権利義務等を証明する書類には該当しません)

添付書類

- 真庭SDGsパートナー宣言書 別紙
- 「会社のロゴ」と「会社の外観や社員の集合写真等」を電子媒体で別途総合政策課あてにメールしてください(SDGsの普及啓発で使用させていただく場合があります)。

その他 ( )

※これまでに関わりのあった市の部署名や、真庭市との関わりなどをご記入ください。

真庭SDGsパートナー宣言書

企業・団体名  
代表者名 印

次のとおり真庭市とともに持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献することを宣言します。

1 関係するSDGs目標(ゴール) (○を入れてください) 複数選択可

<input type="checkbox"/> 1.貧困	<input type="checkbox"/> 2.飢餓	<input type="checkbox"/> 3.健康と福祉	<input type="checkbox"/> 4.質の高い教育	<input type="checkbox"/> 5.ジェンダー平等
<input type="checkbox"/> 6.安全な水と衛生	<input type="checkbox"/> 7.エネルギー	<input type="checkbox"/> 8.働きがいと経済成長	<input type="checkbox"/> 9.産業と革新	<input type="checkbox"/> 10.公平な社会と豊かさ
<input type="checkbox"/> 11.住み続けられるまちづくり	<input type="checkbox"/> 12.消費の持続可能性	<input type="checkbox"/> 13.気候変動と災害対策	<input type="checkbox"/> 14.海の豊かさ	<input type="checkbox"/> 15.陸の豊かさ
<input type="checkbox"/> 16.平和と公正	<input type="checkbox"/> 17.パートナーシップ			

2 持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する内容

(例)  
●●●株式会社は、……………を通じて、……………持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献します。

企業・団体の事業等において、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にどのように貢献するか、1で○を入れたSDGs目標(ゴール)の達成にどのように貢献するかなどを記載してください。

(参考事例) 静岡市SDGs宣言

2018年度SDGs未来都市に選定されている静岡県静岡市では、市内の事業所や団体等によるSDGs活動を促進し、優良事例の発掘と横展開を図るとともに、市内事業所・団体等におけるSDGs取組状況を測定し、国内外に向けて情報発信することを目的に、「静岡市SDGs宣言」制度を構築している。

**SDGs宣言書**

私たちは、持続可能なまちづくりに向けて、次のとおり取り組む

**記載例**

(宣言日・変更日) 令和2年8月1日

<b>事業所・団体としての2030年の（または中長期的な）あるべき姿</b>		
企業の経済的価値の追求と社会的課題解決の両立を図り、持続可能な地域社会の発展に寄与する。		
<b>事業所・団体としてのねらい、特徴的な活動</b>		
毎年、地域貢献の一環として実施している夏祭りで、地域住民の方と協力し、清掃活動と海洋ごみ削減の啓発を行っている。		
<b>各目標に関連する取組内容</b>		
ゴール	これまでの取組	2020年12月31日までの取組目標
	管理職における女性の積極的登用	女性管理職1名増（3人⇒4人）
	製造工程におけるCO2の削減	当年度比2%削減（1,000t⇒980t）
	社員へのマイボトル携行の推奨	マイボトル用給水機2台設置
その他	各部門の長からなるSDGs推進組織の設置	全社的なSDGsの推進を図るため、毎月1回会議を開催

(記載上の注意)

- 1 取組は3～5つの目標に関する取組を記載してください。
- 2 取組のない目標については、行ごと削除してください。
- 3 目標はなるべく定量的に記載してください。
- 4 ゴールとの関連が不明なものは「その他」に記載してください。

事業所・団体名称	○×株式会社 (本社が届け出る場合はその事業所の数 5事業所 )	
業 種	3. 製造業	
代表者 職・氏名	職 名	代表取締役社長
	氏 名	静岡 太郎
所在地	〒420-8602 静岡市葵区追手町1-2-3 静岡ビル5F	
担 当 者	所 属	経営企画課
	氏 名	駿河 花子
	電話番号	054-999-0000
	FAX番号	054-999-0001
Eメール	keieikikaku@shizuoka0000.co.jp	
U R L	https://www.shizuoka0000.co.jp	
市HPへのリンク可否	(可) ・ 否	
従業員(構成員)数	男性 100人 女性 80人 計 180人	
暴力団関係者でないことへの誓約	暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有するものでない場合は、以下のチェックボックスにチェックを記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有するものではないことを誓約します。	

上記項目のうち、「担当者」以外の項目は原則として公開します。

## 2. 地方創生SDGs登録制度

### 1. 登録プロセス

登録制度運用団体は、以下に掲げる事項に基づき、登録プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

#### (1) 登録内容の確認

①確認項目・評価基準を設定し、登録に当たっての手続を定めあらかじめ公表すること

②地方創生SDGsに関する知見（SDGsの17のゴール、169のターゲット、地域における課題等）を有している者が申請内容を確認すること

#### (2) 登録の表示

登録が行われた事実を登録団体が外部に向けて表示する際の規定及び表示の活用方法を定めること

(例) ホームページ上での紹介、登録証の付与、ロゴマークの用途

#### (3) 更新

①登録の有効期限を設定し、更新に当たっての手続を定めること

②更新に当たっては取組計画の進捗状況の確認を行うこと。また、その他必要に応じて更新に当たっての要件を定めること

#### (4) 変更及び取下げ

①登録団体の属性（団体名及び代表者、組織体制、連絡先等）に変更が生じた場合の手続を定めること

②登録団体による登録の取下げに関する手続を定めること

#### (5) 取消し及び再登録

①登録の基準に適合しなくなった場合の登録取消し（※）に関する規定を定めること

※取消しに該当する事象の例

- ・登録時及び更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明したとき
- ・登録制度の規定等に関し違反又は登録団体としての信用を著しく毀損したとき
- ・登録を取得した登録団体が解散又は営業を停止したとき
- ・反社会的勢力と関係があることが判明したとき

②取消の後、再び登録を行う場合（再登録）の手続及び要件を定めること

## 2. 登録要件

登録制度運用団体は、以下に掲げる事項を含め登録要件を検討・決定し、公表することが求められる。

### (1) 登録団体の資格

登録団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

（例）登録団体の所在地・活動地域が登録制度運用団体の行政区域内である

### (2) 登録団体の取組への意思及び方針表明

登録団体の取組への意思及び方針を確認するために必要な事項を定めること

（例）登録制度の申請書等への登録団体の代表者による署名等

### (3) 取組計画の設定

登録団体が設定する取組計画が地方創生SDGsに資するものであること

- ・登録団体の取組とSDGsの17のゴールとの関係性が分かること
- ・登録団体の取組とSDGsの169のターゲットとの関係性が分かること

(参考事例) 長野県SDGs推進企業登録制度

2018年度SDGs未来都市に選定されている長野県では、県内企業等が行う企業活動とSDGsの関連性について「気付き」を促し、SDGs達成に向けた具体的な取組を促進することにより、当該企業の企業価値の向上や競争力の強化等を図るとともに、県内企業等におけるSDGsの普及を促進することを目的に、「長野県SDGs推進企業登録」制度を構築している。

資料3 記載方法

・本様式に記載いただいた内容を登録に合わせて、HP等で公表させていただきます。

(様式第2号) SDGs達成に向けた取組 (要件1) 記載例

令和元年 6月10日  
住所 〇〇市〇〇町〇〇番地  
企業名 株式会社〇〇〇  
代表者 〇〇〇 〇〇〇

当社は、SDGsの内容を理解し、SDGs達成に向けた方針及び取組を下記のとおり公表します。

記

**SDGs達成に向けた経営方針等**  
当社の経営理念である「すべての人々が幸せを感じられる社会の実現」は、SDGsの達成と密接を向くするものであり、社員一人ひとりがそのことを自覚し、それぞれの役割を果たしていくことにより、SDGsの達成に貢献していきます。

**SDGs達成に向けた具体的な取組**

3分野 (主な分野に〇)	SDGs達成に向けた重点的な取組	2030年に向けた目標	重点的な取組及び指標の進捗状況 (登録年月日)
社会・経済	・製造工程において排出されるCO <sub>2</sub> 排出削減 (2019) (2019 ▲1 ⇒ 2030 ●1)	・CO <sub>2</sub> 排出量の50%削減 (2019 ▲1 ⇒ 2030 ●1)	・名称で年1回 CO <sub>2</sub> 排出量を測定、HPで公表 (%削減 (2019-2020))
環境・社会	・女性管理職比率を引き上げ (2019)	・女性管理職比率の20%増加 (2019 ▲5 ⇒ 2030 ●5)	・名称への採用推進、女性管理職比率をHPで公表 (% (OP・GHP) に引上げ (2019-2020))
社会・経済	・地元産の木材を活用した新商品開発 (2019)	・地元産木材活用商品の数量増加 (2019 ▲商品 ⇒ 2030 ●商品)	・「△△△」、「□□□」などの新作の新商品開発 (2019-2020)

【記載留意点】

- 上記については「SDGs達成に向けた経営方針等」を記載したとともに、(様式第3号)「SDGs達成に向けた具体的な取組」(要件2)に記載いただいた取組を踏まえ、「SDGs達成に向けた重点的な取組」を記載してください。
- 指標は、原則として数値目標を記載してください。
- 「環境」、「社会」、「経済」の3分野の全てについて重点的な取組を記載してください。なお取組が複数の分野にまたがる場合は、それぞれの分野に「〇」を付けてください。
- 重点的な取組及び指標の進捗状況については、新年度開始時を記入不要です。
- 重点的な取組及び指標の進捗状況については、年1回以上進捗管理を行い、状況を記載してください。

■「SDGs達成に向けた経営方針等」  
・持続可能な開発目標であるSDGsの達成に向けた、企業・団体の経営（運営）方針、経営（運営）理念等について記載してください。

■「SDGs達成に向けた重点的な取組」  
・(様式第3号)「SDGs達成に向けた具体的な取組」(要件2)に記載いただいた内容を踏まえ、SDGsの達成に向けて、重点的に取り組んでいく項目（目標）を記載してください。

■「2030年に向けた目標」  
・「SDGs達成に向けた重点的な取組」として記載した項目の2030年の目標について数値目標を設定し記載してください。

■「重点的な取組及び指標の進捗状況」  
・「SDGs達成に向けた重点的な取組」と「2030年に向けた目標」で設定した数値目標の進捗状況を記載してください。  
・この欄は、登録時（前年度）の記載は不要ですが、登録後は年1回以上の進捗管理に合わせて状況を記載（更新）し、年に報告してください。年に報告いただいた進捗状況については、速やかに公表・PRさせていただきます。

■「3分野 (主な分野に〇)」  
・「SDGs達成に向けた重点的な取組」に記載した項目が、「環境」、「社会」、「経済」の3分野のいずれに該当するか、〇を付けてください。（取組が複数の分野にまたがる場合は、それぞれ該当する分野に〇を付けてください）

・本様式に記載いただいた内容を登録に合わせてHP等で公表させていただきます。

(様式第3号) SDGs達成に向けた具体的な取組 (要件2) 記載方法

分野	チェック項目	取組レベル	具体的な取組 (進捗状況が把握できず記載してください。)	記載例
人権・労働	【差別の禁止】 ・性別、年齢、障がい、国籍、出身地などによる差別を防ぐ教育体制や相談体制を整備し、差別がないことを確認している	基本	差別、教育、育成、活用、福利厚生などあらゆる雇用条件で、差別のない取組を実施し、登録かつ労働者の権利を守るための取組を実施している	■「非該当」 この欄については、「チェック項目」が原則として（個人事業主等）、該当しない場合にチェックし、その理由（該当しない理由）を「具体的な取組」欄に記載してください。
	【ハラスメント防止】 ・セクハラ、マタハラ、パワハラ等のハラスメントを防ぐ、ルール・教育・相談体制を整備している	基本	ハラスメントを防止する取組を実施している。研修の実施、相談窓口の設置、労働者へのハラスメント防止に関する取組を実施している。表向き労働者に対するのみならず、労働者に対する取組も実施している。	■「取組レベル」 ・基本としている項目については、そのすべてに「具体的な取組」が記載されていることが登録の必須条件となります。
	【労働時間】 ・過度な長時間労働の防止に取り組んでいる	基本	労働者の労働時間や労働環境を改善するための取組を実施している。	■「具体的な取組」 ・「チェック項目」の内容に照らし、それぞれの企業・団体において登録時より取り組んでいる内容について具体的に記載してください。
	【外国人労働者】 ・外国人労働者に対する差別、人権侵害がないことを確認している	基本	外国人労働者の労働環境や労働者の権利を守るための取組を実施している。就業前、就業中の研修などを実施している。	・なお、今回の宣言に合わせて、今後、取り組む予定のものであっても「具体的な取組」を記載し、登録が可能となります。
	【労働安全衛生】 ・労働者のメンタルヘルスを良好に維持できるように対策に取り組んでいる	基本	メンタルヘルスに関する取組を実施している。メンタルヘルスに関する取組の進捗を促進するための取組を実施している。【注】メンタルヘルスに対する具体的な取組を実施している。	・今後、取り組む予定のものについては、「具体的な取組」の記載内容に【予定】と記載してください。
	【ダイバーシティ推進】 ・多様な人材（女性、外国人、障がい者、高齢者等）が、十分に活躍できる環境の整備に取り組んでいる	基本	多様な人材の活躍状況や中長期的な取組を推進している。【注】多様な人材の活躍状況や中長期的な取組を推進している。	・「取組レベル」でチャレンジとしている項目についても、取り組んでいるもの（または、今後取り組む予定のもの）があれば積極的に記載してください。
	【人材育成】 ・適切な能力開発、教育訓練の機会を従業員に提供している	基本	職務や職能に応じた研修体系を整備・実施している。【注】研修、管理職研修等（他）	■「具体的な取組」には、チェック項目に関する具体的な取組を記載するほか、取組に関連する取組体制、取組、取組内容の計画・認定等を取組んでいる場合は、できるだけ、その旨を併せて記載してください。
	【公正な待遇】 ・雇用形態に関わらず、同一労働同一賃金の原則に沿って対応している	基本	同一労働同一賃金の取組を実施している。【注】同一労働同一賃金の取組を実施している。	・登録後は年1回以上の進捗管理に合わせて状況を記載（更新）し、年に報告してください。年に報告いただいた進捗状況については、速やかに公表させていただきます。
	【健康経営】 ・従業員への健康経営による生産性の向上に取り組んでいる	チャレンジ	健康経営に関する取組を実施している。【注】健康経営に関する取組を実施している。	■「具体的な取組」については、公表することを踏まえ、具体的な取組内容や取組体制、取組内容の計画・認定等を取組んでいる場合は、できるだけ、その旨を併せて記載してください。
	【倫理】 ・倫理の原則に沿って、適切な取組に取り組んでいる	基本	倫理の原則に沿って、適切な取組を実施している。【注】倫理の原則に沿って、適切な取組を実施している。	
環境	【エネルギー・温室効果ガス削減】 ・自社のエネルギー消費量、温室効果ガス排出量を把握している	基本	エネルギー消費量、温室効果ガス排出量を把握している。【注】エネルギー消費量、温室効果ガス排出量を把握している。	
	【省エネ・環境配慮製品の採用】 ・自社の温室効果ガス削減量を把握し、排出の抑制に取り組んでいる	基本	省エネ製品や環境配慮製品の採用を推進している。【注】省エネ製品や環境配慮製品の採用を推進している。	
	【有害化学物質】 ・法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に取り組んでいる	基本	法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に取り組んでいる。【注】法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に取り組んでいる。	
	【生物多様性】 ・自社の活動が生物多様性に与える影響を把握し、適切な取組に取り組んでいる	基本	自社の活動が生物多様性に与える影響を把握し、適切な取組に取り組んでいる。【注】自社の活動が生物多様性に与える影響を把握し、適切な取組に取り組んでいる。	
社会	【3Rの推進】 ・リデュース、リユース、リサイクルに取り組んでいる	基本	3Rの推進に取り組んでいる。【注】3Rの推進に取り組んでいる。	



(参考事例)「かながわSDGsパートナー」制度

2018年度SDGs未来都市に選定されている神奈川県では、SDGsの取組を実施し、公表している企業、NPO、団体、大学（以下「企業・団体等」という）を「かながわSDGsパートナー」として神奈川県（以下「本県」という）が登録する。本県と登録企業・団体等が連携し、またパートナー間の連携を本県が後押しすることで、本県内のSDGsに関する企業・団体等の取組を促進させることを目的に、「かながわSDGsパートナー」制度を構築している。

記載例

令和〇年〇月〇日

「かながわSDGsパートナー」登録申請書

概要	
(ふりがな) 企業・団体名	(〇〇〇かぶしきがいしゃ) 〇〇〇株式会社
形態	大企業、(中小企業) NPO、大学、団体、その他( )
業種	製造、その他
代表者役職	代表取締役
(ふりがな) 代表者氏名	( 〇〇〇 〇〇 ) 〇〇〇 〇〇
所在地(本社)	東京都〇〇区×××△-△
所在地(県内)	神奈川県〇〇郡〇〇町××× △-△
担当者名	〇〇〇
電話番号	×××-×××-××××
メールアドレス	××××@××××
SDGs事業	
SDGs事業の目的	知名度の向上とブランディングを行うことで、取引先や消費者からの信用度を高める。
SDGs事業(経済・社会・環境の三側面の統合的取組) 主な事業名(環境に配慮した、地産地消の社員食堂の設置)	
概要 (140字以内)	太陽光発電や無駄ゴミゼロ等、「環境に配慮した、地産地消の社員食堂」を設置し、食育を通じた社員の健康に配慮し、働きやすい職場環境を整備しています。また、社員だけでなく、地域住民に対しても還元することで「地域に根差したSDGsの取組」を実践しています。
① 経済	地元食材を積極的に利用することで、地域経済循環を促進。昨年度から太陽光発電を導入し、発電した電力を社員食堂で使用し、前年度比で電気料が5%削減した。
② 社会	地域住民向けに、毎週金曜日に社員食堂を開放している。また、月1回の職員セミナーや生産者との交流会を実施している。さらに、近隣小学校と連携し、年1回工場見学会を実施し、地域貢献に貢献している。
③ 環境	事業所に太陽光発電設備を設置し、社員食堂で使用している。また、作り残しや食べ残しの不要なゴミを減らすため、食堂利用は事前申込制を採用している。
④ ゴールとの紐づけ	ゴール3、4、11、12
⑤ 備考	
パートナー活用方法	新しいビジネスマッチングの場として活用。特に食品加工関係の企業や団体との交流に期待している。
SDGs事業の公開	URL: <a href="http://www.××××">http://www.××××</a>
普及促進への協力	<input checked="" type="checkbox"/> 他の登録企業・団体等及び県と連携・協力してSDGsの普及促進に取り組みます
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 県税等の未納はない。
	<input checked="" type="checkbox"/> 神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しない。
	<input checked="" type="checkbox"/> その他重大な法令違反がない。
参考資料	<input checked="" type="checkbox"/> 添付あり( ホームページ写、会社案内、企業レポート)

## 3. 地方創生SDGs認証制度

### 1. 認証プロセス

認証団体は、以下に掲げる事項に基づき、認証プロセスを検討・決定し、公表することが求められる。

#### (1) 申請の審査

①後述の審査要件を踏まえて審査項目・評価基準を設定し、審査の手続をあらかじめ公表すること

②地方創生SDGsに関する知見（SDGsの17のゴール及び169のターゲット、地域における課題等）を有している者を審査者におき、申請内容を審査すること

#### (2) 認証の表示

認証を受けた事実を被認証団体が外部に向けて表示する際の規定及び表示の活用方法を定めること

(例) ホームページ上での紹介、認証書の付与、ロゴマークの用途

#### (3) 取組状況の報告

目標達成のための取組が継続的に行われていることを確認するため、被認証団体に対し、取組状況の定期的な報告（年1回程度）を求めること。なお、被認証団体からの報告に対し、事前相談や対応方法等のコミュニケーションを取りながら支援することが望ましい

(例) 年1回、取組状況に関する自己点検結果の報告を求める

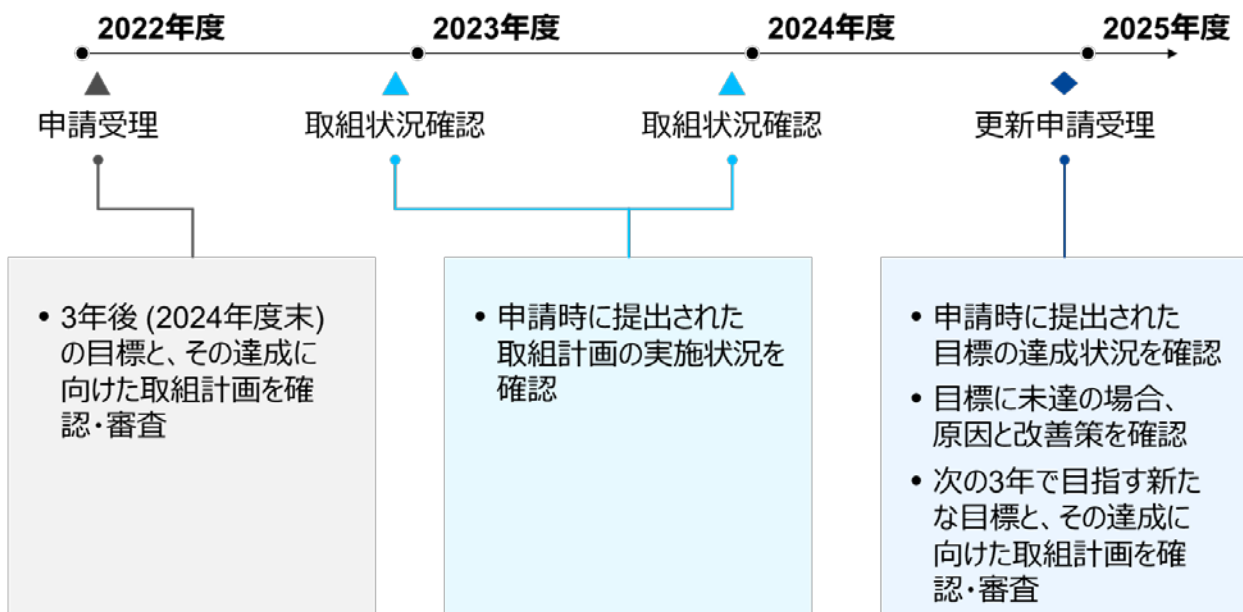
#### (4) 認証の期限・評価・更新

①認証の有効期限を設定し、更新に当たっての手続を定めること

②更新に当たっては目標達成状況の確認を行うこと。また、その他必要に応じて更新に当たっての審査項目・評価基準を設定し、あらかじめ公表すること

**※目標達成状況の確認に当たっては、単に達成状況のみではなく、取組プロセスや背景（外部環境の変化等）等を踏まえ、更新の可否を判断すること。また、目標未達の項目がある場合には、被認証団体に対し、その要因の分析や改善策の記載を求めること**

## 取組状況の報告と更新の実施例 (認証の有効期限が3年の場合)



### (5) 変更及び辞退

- ①被認証団体の属性（団体名及び代表者、組織体制、連絡先等）に変更が生じた場合の手続を定めること
- ②被認証団体による認証の辞退に関する手続を定めること

### (6) 取消し及び再認証

- ①認証の基準に適合しなくなった場合の認証取消し（※）に関する規定を定めること
  - ※取消しに該当する事象の例
    - ・ 認証取得時及び更新時において、申請内容について故意に改ざんした事実や不正を働いた事実が判明したとき
    - ・ 認証制度の規定等に関し違反又は被認証団体としての信用を著しく毀損したとき
    - ・ 認証を取得した被認証団体が解散又は営業を停止したとき
    - ・ 反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- ②取消しの後、再び認証を受ける場合（再認証）の要件及び手続を定めること

## 2. 認証要件（審査項目・評価基準）

認証団体は、以下に掲げる事項（1）～（4）を含め認証要件を検討・決定し、公表することが求められる。なお、（5）については、必要に応じて認証取得の要件とすることも考えられる。

### （1）申請団体の資格

申請団体となるための資格（法人格の有無や所在地等の条件）を定めること

（例）申請団体の所在地・活動地域が認証団体の行政区域内である

### （2）能力・体制

申請団体の能力・体制について、以下に掲げる事項を要件に設定すること

①申請団体の経営層等が目標達成に向けた継続的な取組の意思表示を行っていること

（例）認証制度の申請書等への申請団体の代表者の署名等

②申請書で記載した目標及び取組内容と団体の経営方針及び事業内容等に矛盾がないこと

③目標達成に向けた取組の遂行可能な能力・体制が備わっていること

（例）申請書に取組責任者及び推進体制（組織図及び人員構成等）について記載

### （3）目標設定・計画

申請団体が設定する目標及び取組計画について、以下に掲げる事項を要件に設定すること

①申請団体が設定する目標及び取組計画が地方創生SDGsに資するものであること

②申請団体の取組と関係するSDGsの17のゴール・169のターゲットが具体的に記載されていること

**※経済・社会・環境及びそれらの統合的な取組を踏まえた定量的・定性的な目標を設定することが重要であるため、SDGsの169のターゲットについては複数選択することが望ましい**

③申請団体が設定する目標及び取組計画が具体的であり実現可能なものであること

・目標に定量的・定性的な取組計画及びそれらの達成期限が記載されている

・目標達成に向けて、合理的な取組計画が策定されている

## 目標設定・計画例

	取組概要	取組と地方創生SDGsとの関係性			目標	取組計画
		SDGsの17のゴール	SDGsの169のターゲット	SDGsの169のターゲットと取組の関係性		
取組1	地方創生SDGsに資する取組の概要を簡潔に記載	●●	●●		何をもちて本取組は成功と言えるのか、時間軸を明確化し、達成したか測定可能な目標を記載	目標達成に向け、何をいつまでに行うのかを明確に記載
			●●			
		●●	●●			
			●●			
取組2		●●	●●			
		●●	●●			
⋮						

SDGsの17のゴールから取組に関係するものを選択し記載

選択したSDGsの17のゴールに紐づく169のターゲットから、取組に関係するものを選択し記載

取組が、選択したSDGsの169のターゲットそれぞれにどのように繋がるのか、どのような地域課題を解決するものなのかを記載

### (4) 情報公開

申請団体による目標及び取組計画等の公開を要件とすること

(例) 認証取得の事実及び目標達成に向けた取組状況を公開する

### (5) その他

必要に応じて以下に掲げる項目についても認証取得の要件とする考えられる

#### ① 工程管理

取組計画の確実な実行を担保する方法を策定するとともに、必要に応じて定期的に見直すこと

#### ② リスクへの取組

取組推進におけるリスク（自然災害、市場環境の変化等）を特定し、対応プロセスを設定すること

#### ③ 内部監査体制

目標達成に向けた取組状況等を内部監査する体制を構築していること

※なお、本ガイドラインにおいては、地域事業者等の取組を認証することを前提としているものの、複数の団体が連携して行う特定の事業やプロジェクト等を対象として認証制度を創設することは妨げない。

## 留意事項

- ・本ガイドラインに法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきである」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等が課されるものではない。
- ・地方創生SDGs金融調査・研究会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）は、本ガイドラインに記載された情報の利用等、又は、本ガイドラインの変更、廃止等に起因し、又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、いかなる者に対しても何らの責任を負うものではない。
- ・本ガイドラインは、今後の状況の変化や登録・認証等制度の普及状況等に応じ、地方公共団体、民間団体、住民、有識者をはじめ関係各分野からの意見を踏まえながら継続的に見直しを実施する予定としている。